

議案第7号

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）
について

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を別添のと
おり定めます。

平成30年11月19日提出

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第1表「債務負担行為」による。

平成30年11月19日提出

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村 要

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大谷処理場基幹的 設備改良事業	自 平成30年度 (2018年) 至 平成32年度 (2020年)	905,580

【参 考】

地方自治法（抜粋）

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。